

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	群馬県 明和町

明和町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課農政係
所在地 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1
電話番号 0276-84-3111
FAX番号 0276-84-3114
メールアドレス sangyo@town.gunma-meywa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ドバト、カラス、カルガモ、ヒヨドリ、スズメ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	明和町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	野菜等	13千円 1a
タヌキ	果樹等	70千円 1a
ハクビシン	果樹等	70千円 1a
アライグマ	果樹・野菜等	613千円 12a
イノシシ	水稻	7.5千円 1.5a (令和6年度)
ドバト、カルガモ、スズメ及びニホンザル、ニホンジカ	農作物被害なし	農作物被害なし

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ドバト カラス カルガモ ヒヨドリ スズメ	町内全域に生息しており、農作物被害と、電柱等への営巣及び糞害等の生活環境被害が報告されている。今後は、農作物被害が懸念される。
アライグマ タヌキ ハクビシン	町内全域に生息しており、1年を通じて農作物の被害及び家屋や敷地などでの糞害等が報告されている。近年個体数が増加しているため、被害拡大が懸念される。
イノシシ	利根川河川敷に生息し、土手沿い農地への被害が報告されており、今後、被害拡大が懸念される。
ニホンザル	今後町内への侵入が予測される。侵入した場合、農作物

ニホンジカ	への被害が懸念される。
-------	-------------

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
アライグマ タヌキ ハクビシン	6.0千円 1a	0千円 0a
イノシシ	7.5千円 1.5a	2.5千円 0.5a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タヌキ、ハクビシン及びアライグマについては、自治体で随時有害鳥獣捕獲許可を出し、箱わなによる捕獲を実施している。また箱罟の貸出をおこなっており、捕獲及び殺処分を行っている。 ・イノシシについては、自治体で随時有害鳥獣捕獲許可を出し、大型箱わなの設置を実施している。 ・上記以外については、農林水産業等に係る被害が確認されていないので特に被害防止対策は講じていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ、ハクビシン等の生息数の増加、生息域の拡大が懸念される。 ・イノシシについては、明和町内に猟友会がないため、近隣市町村の猟友会と連携しての対応が必要とる。
防護柵の設置等に関する取組	取組なし	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの急増により侵入を防ぐために防護柵の設置の取組を検討する。

生息環境管理その他の取組	取組なし	・生息場所やエサ源となる耕作放棄地や篠の刈り払い、作物残渣の適正処理等の推進の取組を検討する。
--------------	------	---

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町単独で実施するだけでなく、隣接する市町と実施箇所や捕獲時期などについて連携し、広域的な駆除に取り組む。
有害鳥獣の捕獲効率を高めるためにICTの導入を検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、主に自治体担当者が従事する。
イノシシ、ニホンジカによる住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるときなどで、安全かつ確実に捕獲(止め刺し等)する必要がある場合は確実な安全を確保したうえでライフル銃(特定ライフル銃を含む)を使用することができる。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ドバト カラス カルガモ ヒヨドリ スズメ タヌキ ハクビシン アライグマ イノシシ	効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。 また、緊急性が高いものについては近隣市町村の猟友会と連携し対応する。
令和8年度	ドバト カラス カルガモ ヒヨドリ スズメ タヌキ ハクビシン アライグマ イノシシ	効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。 また、緊急性が高いものについては近隣市町村の猟友会と連携し対応する。
令和9年度	ドバト カラス カルガモ ヒヨドリ スズメ タヌキ ハクビシン アライグマ イノシシ	効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。 また、緊急性が高いものについては近隣市町村の猟友会と連携し対応する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、増加傾向にあるハクビシン及びアライグマ等については、農作物の被害防止として最優先に捕獲する必要がある。

近年、目撃情報が増加傾向にあるイノシシについては、農作物の被害が発生しており、住宅街への出没も懸念されることから被害防止として捕獲する必要がある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ドバト	50羽	50羽	50羽
カラス	30羽	30羽	30羽
タヌキ	30頭	30頭	30頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
イノシシ	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>タヌキ、ハクビシン及びアライグマについては箱わなによる捕獲を随時行う。</p> <p>イノシシについては大型箱わなによる捕獲を随時行う。</p> <p>イノシシ、ニホンジカによる住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるときなどで、安全かつ確実に捕獲（止め刺し等）する必要がある場合は確実な安全を確保したうえでライフル銃（特定ライフル銃を含む）使用することができる。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊未設置

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
明和町全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき県から捕獲許可権限をの委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	—	—	—

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	—	—	—

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	—	—
令和8年度	—	—
令和9年度	—	—

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

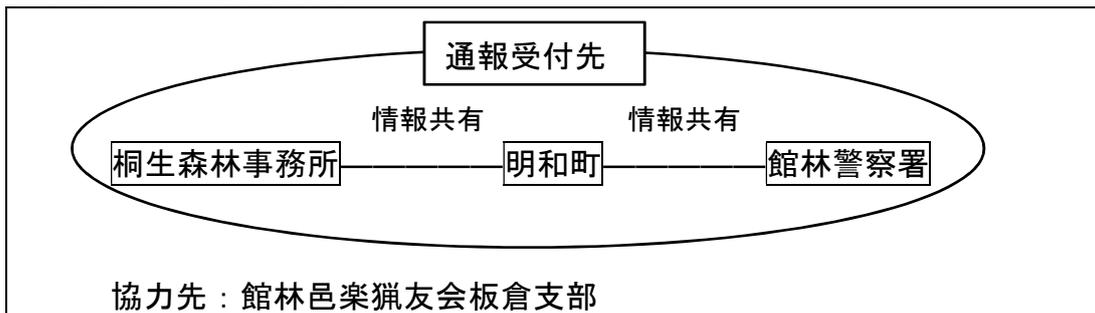
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
明和町	有害鳥獣捕獲隊の運営、住民への周知等
館林警察署	住民への避難誘導、情報の共有
有害鳥獣捕獲隊（館林邑楽 猟友会板倉支部）	有害鳥獣捕獲
桐生森林事務所	技術提供と支援、情報の共有

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

委託業者もしくは自治体職員が止め刺しを行い、たてばやしクリーンセンターにて焼却処分とする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないので、食品等の有効利用は困難である。
ペットフード	利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないの

	で、食品等の有効利用は困難である。
皮革	利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないので、食品等の有効利用は困難である。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないので、食品等の有効利用は困難である。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	今後、被害の状況により関係機関等と協議し、設置を検討する。 現在は、明和町が主体となって関係機関等と連携し対応ができています。
構成機関の名称	役割
—	—

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	—

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

未設置

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

危険度の高い有害鳥獣が出没した場合、農業被害及び人畜被害を防止するため、一斉メール配信サービスや町SNS等を活用し、有害鳥獣の出没状況等を町民へ情報提供する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近年目撃情報が多く個体数の増加も確認されているイノシシについては、利根川沿いに位置する市町村（板倉町、明和町、千代田町）にて情報共有を行い対応する必要がある。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。